

京都市商業集積ガイドプランの見直し箇所（令和8年4月1日施行）

（1）洛西ニュータウン

変更前	変更後
白地（ガイドプランの指定なし）	その他の商業系地域 店舗面積上限 3,000 m ²

（2）東高瀬川ビジネスパーク

変更前	変更後
産業機能集積ゾーン（らくなん進都：住居系） 店舗面積上限 1,000 m ² （※）	産業機能集積ゾーン（らくなん進都：工業系） 店舗面積上限 8,000 m ²

※幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3,000 m²とする。